

資産課税 教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し(課税強化し2年延長)

1. 改正の概要

(1)改正のポイント

教育資金の一括贈与の非課税措置の節税利用目的を是正した上で、適用期間を2年延長する。

(2)改正の内容

①贈与者死亡時における相続税の課税対象拡大

贈与者死亡時に、贈与資金のうちに教育資金として費消していない残額がある場合

- ・改正前: 贈与者死亡前3年以内の贈与に係る残額についてのみ相続税の対象
- ・改正後: 全ての贈与に係る残額が相続税の対象

ただし、受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外(改正前も同様)。

- イ 23歳未満である場合
- ロ 学校等に在学している場合
- ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

②受贈者が孫・ひ孫の場合: 相続税額の2割加算の適用

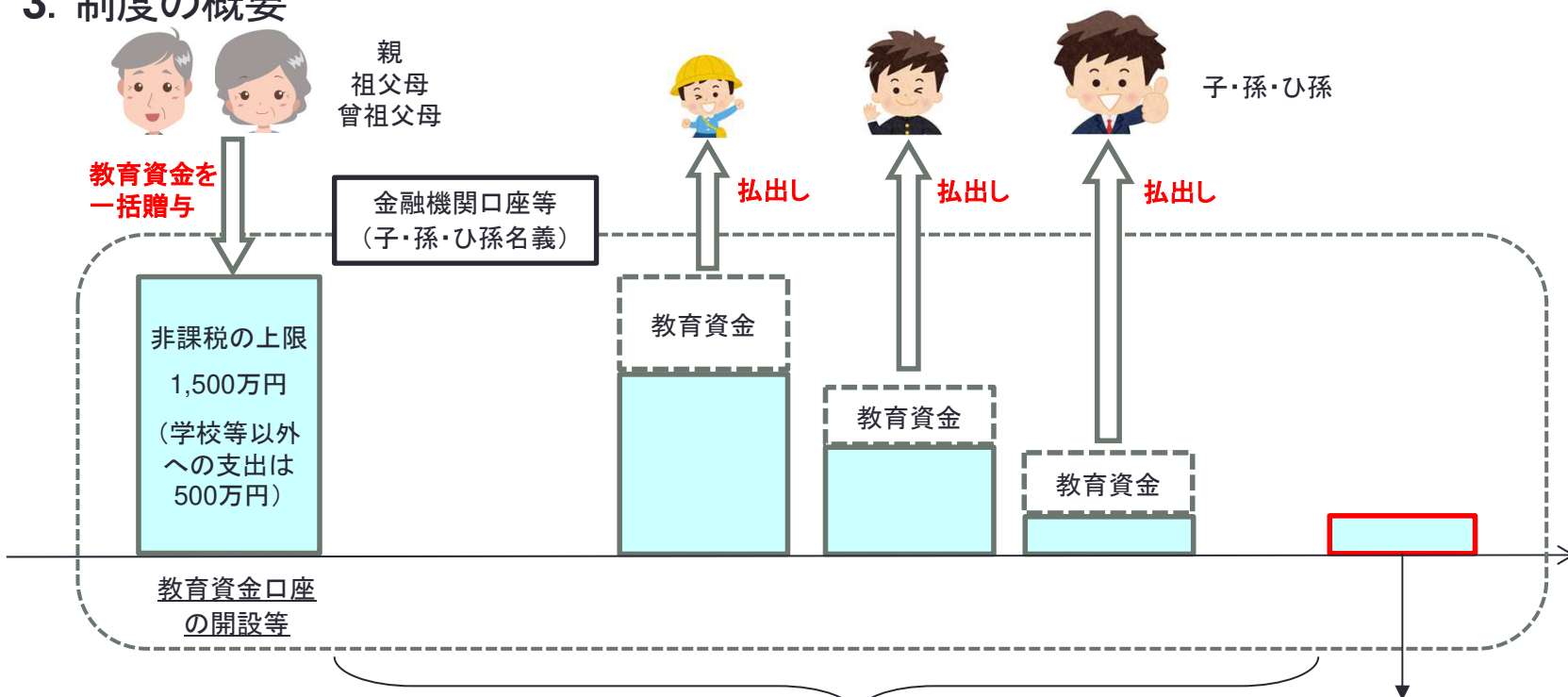
贈与者死亡時に受贈者である孫・ひ孫に残額がある場合

- ・改正前: 2割加算の適用なし(贈与者死亡前3年以内の贈与に係る残額についてのみ相続税の対象)。
- ・改正後: 2割加算の適用あり(全ての贈与に係る残額が相続税の対象)。

2. 適用時期

上記1. (2)の改正は、2021年(令和3年)4月1日以後の贈与等により取得する金銭等について適用し、制度の適用期間を2023年(令和5年)3月31日まで、2年間延長する。

3. 制度の概要



● 贈与者死亡時の残額は相続税の対象

(改正前)	(改正後)
死亡前3年以内の贈与のみ対象 (注)	3年以内に限らず対象 (注)

● 受贈者が孫・ひ孫の場合

(改正前)	(改正後)
相続税額2割加算適用なし	適用あり

贈与者死亡 or 受贈者死亡 or 残額が0になった

受贈者に対する課税なし (ただし、口座等の残高は受贈者の相続財産となる。)

課税なし

受贈者が30歳に達した場合等

残額について贈与税課税

(注) 受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

4. 実務上の留意点

- ・2021年(令和3年)3月31日までに行った贈与等については、今年度の改正の適用対象外となる。
- ・贈与等の時期により、次の2点について相続時の取り扱いが異なる可能性があるため、いつ行われた贈与等であるかを相続時に確認する必要がある。
相続の発生は贈与等から数十年後となる可能性もあるため、注意が必要である。
 - ①相続税の課税対象となる範囲
 - ②受贈者が孫等である場合の2割加算の適用の有無

5. 今後の確認事項

改正の2割加算の対象者が「子以外の直系卑属に相続税が課される場合」となっているが、そのうちに代襲相続人である「子以外の直系卑属」が対象となるのかどうかが大綱には明記されていない。